資料１

北九州市の次期教育プランの策定について（概要）

１　考え方

○現在の「北九州市教育大綱」（以下「教育大綱」という。）と、「第２期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン（教育振興基本計画）」（以下「教育プラン」という。）の計画期間が、共に今年度末で終了する。

○次期教育プランは、以下の内容を踏まえながら策定する。

・国の教育振興基本計画（令和５年６月閣議決定）
・市の「新ビジョン（北九州市基本構想・基本計画）」や「次期教育大綱」（現在策定中）
・「北九州市次期教育プラン検討会議」での議論
・子どもの意見（アンケート等）、市民意見（パブリックコメント）

教育大綱・・・市長が、教育等の目標・施策に関する根本的な方針について、「総合教育会議」の場で教育委員会と協議・調整した上で定めるもの（地方教育行政法）
計画期間 R元～5年度

教育プラン・・・教育大綱を踏まえ、教育の基本的な計画（教育振興基本計画）として教育委員会が定めるもの（教育基本法）
計画期間 R元～5年度
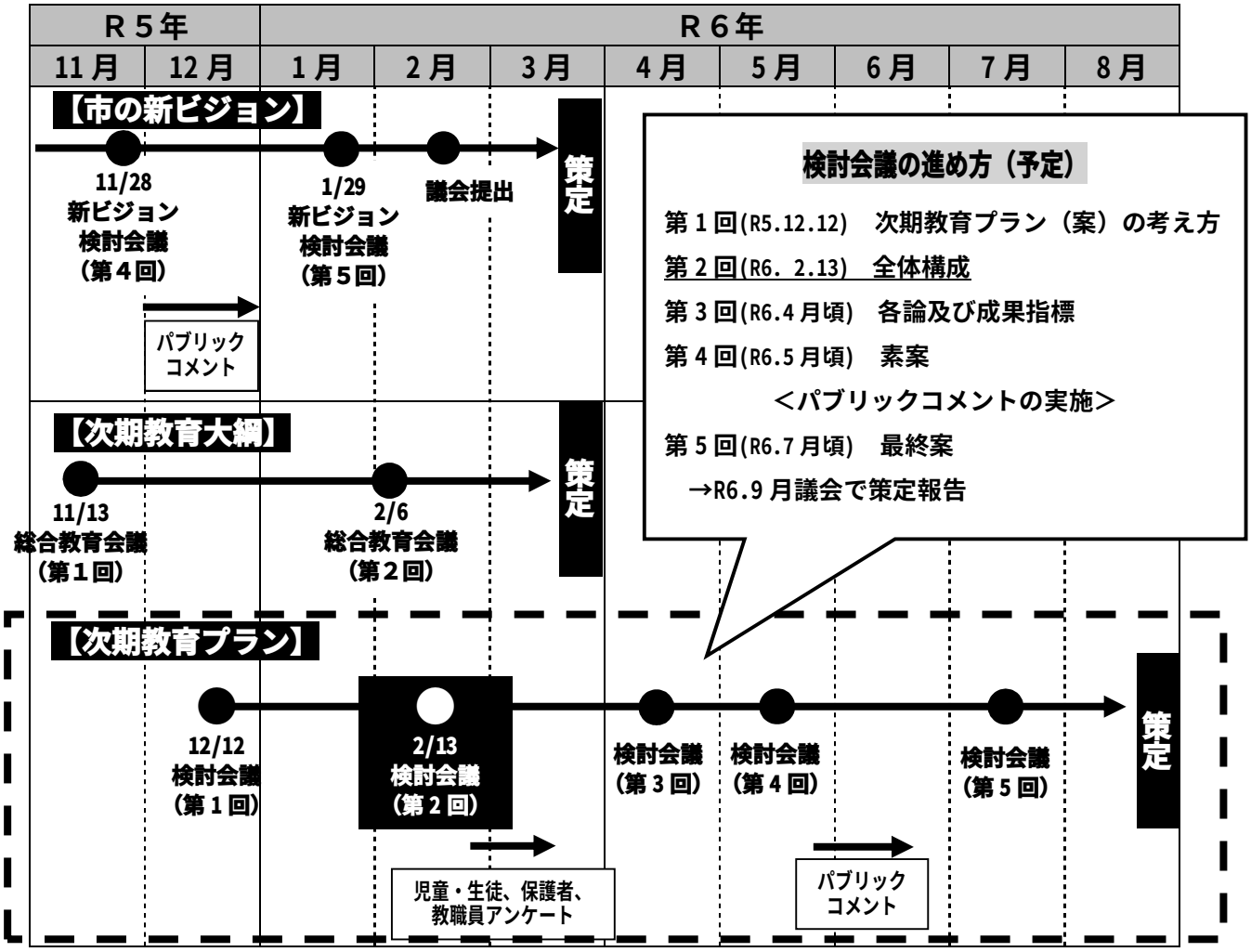
２　スケジュール（予定）